

継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考												
<p>1 請願・陳情の件名 5陳情第16号の1 化学物質過敏症や電磁波過敏症、および感覚過敏（LED等の強い光や香料などのおい、工事や車等の大きな音）の障害者支援に関する陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 化学物質過敏症、電磁波過敏症及び感覚過敏の障害者支援に関する下記の事項について、区に働きかけてください。 (3) 人権推進課において、人権問題としての調査や啓発活動を当事者との協議のもとで推進すること</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和5年5月17日</p>	<p>1 審査経過</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">令和5年 6月13日</td> <td style="width: 33%;">令和5年10月 6日</td> </tr> <tr> <td>令和5年12月12日</td> <td>令和6年 3月 7日</td> </tr> <tr> <td>令和6年 6月14日</td> <td>令和6年10月 4日</td> </tr> <tr> <td>令和6年12月 2日</td> <td>令和7年 3月 6日</td> </tr> <tr> <td>令和7年 6月25日</td> <td>令和7年10月 3日</td> </tr> <tr> <td>令和7年12月 2日</td> <td>令和8年 3月 5日</td> </tr> </table> <p>2 審査概要</p> <p>現時点では、人権推進課においては、化学物質過敏症などに関して、人権問題としての調査を行うことは予定していない。</p> <p>啓発については、過敏症について特化する形ではなく、これまでどおり、人権全般の課題について、区民への意識醸成へ向けて啓発活動を推進し、その症状があることによって人権侵害を受けたというような内容の相談については、詳しく丁寧に状況を伺い、適切な相談機関へつなげて行く。</p> <p>令和3年8月に、消費者庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省の5省庁が協力して、香りへの配慮に関する啓発ポスターを作成し、国民等へ情報提供しており、令和5年7月には、柔軟剤などを使用する消費者へのマナー啓発をさらに推進するため、そのポスターを改定し、改めて情報提供を行っている。</p>	令和5年 6月13日	令和5年10月 6日	令和5年12月12日	令和6年 3月 7日	令和6年 6月14日	令和6年10月 4日	令和6年12月 2日	令和7年 3月 6日	令和7年 6月25日	令和7年10月 3日	令和7年12月 2日	令和8年 3月 5日	
令和5年 6月13日	令和5年10月 6日													
令和5年12月12日	令和6年 3月 7日													
令和6年 6月14日	令和6年10月 4日													
令和6年12月 2日	令和7年 3月 6日													
令和7年 6月25日	令和7年10月 3日													
令和7年12月 2日	令和8年 3月 5日													

継続審査中の請願・陳情について (企画総務委員会)

政策経営部計画推進担当

件名	委員会審査の経過	備考																
<p>1 請願・陳情の件名 5 陳情第28号 閉園された区立幼稚園を、園庭のない近隣保育園や地域住民に開放を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 「閉園された区立幼稚園の利活用に関する下記の事項について、区に働きかけてください。」 (1) 子育て家庭や園庭のない保育園の戸外の遊び場所として利用できるようにすること。 (2) 子育て支援活動をしている地域住民に対し、利用できるようにすること。</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和5年5月29日</p>	<p>1 審査経過</p> <table border="0"> <tr> <td>令和5年6月13日</td> <td>令和7年6月25日</td> </tr> <tr> <td>令和5年10月6日</td> <td>令和7年10月3日</td> </tr> <tr> <td>令和5年12月12日</td> <td>令和7年12月2日</td> </tr> <tr> <td>令和6年3月7日</td> <td>令和8年3月5日</td> </tr> <tr> <td>令和6年6月14日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和6年10月4日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和6年12月2日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和7年3月6日</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 審査概要</p> <p>理事者から以下の説明をしている。</p> <p>趣旨(1)について、閉園した区立幼稚園などは、全区的な立場から有効な利活用方法を検討するため、全庁に向けた要望調査を実施し、人口動態や区民ニーズを踏まえた検討を行った上で、全庁的な会議体にて意思決定をしており、近年の閉園した区立幼稚園の跡地はすでに利活用方針が決定している。</p> <p>趣旨(2)については今後、新たに跡地が生じる場合には、引き続き、区有財産の有効活用が図られるよう適切に努めていく。</p>	令和5年6月13日	令和7年6月25日	令和5年10月6日	令和7年10月3日	令和5年12月12日	令和7年12月2日	令和6年3月7日	令和8年3月5日	令和6年6月14日		令和6年10月4日		令和6年12月2日		令和7年3月6日		
令和5年6月13日	令和7年6月25日																	
令和5年10月6日	令和7年10月3日																	
令和5年12月12日	令和7年12月2日																	
令和6年3月7日	令和8年3月5日																	
令和6年6月14日																		
令和6年10月4日																		
令和6年12月2日																		
令和7年3月6日																		

継続審査中の請願・陳情について (企画総務委員会)

総務部 人権推進課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 5陳情第33号 人権委員会の設置を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 人権を違法に侵害する行為により発生、または発生するおそれのある被害を適正かつ迅速に救済し、予防、人権尊重の理念を普及させることを目的とした人権委員会の設置をするよう、区に働きかけてください。</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和5年5月29日</p>	<p>1 審査経過</p> <p>令和5年 6月13日 令和5年10月 6日 令和5年12月12日 令和6年 3月 7日 令和6年 6月14日 令和6年10月 4日 令和6年12月 2日 令和7年 3月 6日 令和7年 6月25日 令和7年10月 3日 令和7年12月 2日 令和8年 3月 5日</p> <p>2 審査概要</p> <p>①本区においては、ヘイトスピーチ解消法と障害者差別解消法をはじめとする人権に関する各法令にのっとり、あらゆる差別の撤廃や人権尊重の意識を高めていくための取組を実施し、啓発を行っている。また、関係機関などと連携し、人権に関する相談、救済につなげていくことにより人権擁護施策を推進している。</p> <p>②現状においては、人権委員会の設置や条例の制定を直ちに行う必要があるとは考えていない。</p>	

継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

総務部 人権推進課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 5陳情第34号 人種差別禁止条例の制定を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項を内容とする条例を制定するよう、区に働きかけてください。 (1) 何人も人種差別を受けないことを明記すること (2) 労働、医療、教育、社会保障、住居などにおいて人種差別されることなく、到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を担保すること (3) 地方公共団体の運営及び事務の処理に当たり、地域社会における人種差別撤廃のための施策を推進すること</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和5年5月29日</p>	<p>1 審査経過 令和5年 6月13日 令和5年10月 6日 令和5年12月12日 令和6年 3月 7日 令和6年 6月14日 令和6年10月 4日 令和6年12月 2日 令和7年 3月 6日 令和7年 6月25日 令和7年10月 3日 令和7年12月 2日 令和8年 3月 5日</p> <p>2 審査概要 5陳情第33号ほか2件の陳情と一括審査 ①本区においては、ヘイトスピーチ解消法と障害者差別解消法をはじめとする人権に関する各法令にのっとり、あらゆる差別の撤廃や人権尊重の意識を高めていくための取組を実施し、啓発を行っている。また、関係機関などと連携し、人権に関する相談、救済につなげていくことにより人権擁護施策を推進している。 ②現状においては、人権委員会の設置や条例の制定を直ちに行う必要があるとは考えていない。</p>	

継続審査中の請願・陳情について (企画総務委員会)

総務部 人権推進課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 5陳情第36号 包括的差別禁止条例の制定を求める 陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 包括的差別禁止条例を制定するよ う、区に働きかけてください。</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和5年5月29日</p>	<p>1 審査経過</p> <p>令和5年 6月13日 令和5年10月 6日 令和5年12月12日 令和6年 3月 7日 令和6年 6月14日 令和6年10月 4日 令和6年12月 2日 令和7年 3月 6日 令和7年 6月25日 令和7年10月 3日 令和7年12月 2日 令和8年 3月 5日</p> <p>2 審査概要</p> <p>5陳情第33号ほか2件の陳情と一括審査</p> <p>①本区においては、ヘイトスピーチ解消法と障害者差別解消法をはじめとする人権に関する各法令にのっとり、あらゆる差別の撤廃や人権尊重の意識を高めていくための取組を実施し、啓発を行っている。また、関係機関などと連携し、人権に関する相談、救済につなげていくことにより人権擁護施策を推進している。</p> <p>②現状においては、人権委員会の設置や条例の制定を直ちに行う必要があるとは考えていない。</p>	

継続審査中の請願・陳情について (企画総務委員会)

総務部 総務課

件名	委員会審査の経過	備考												
<p>1 請願・陳情の件名 5陳情第44号 江東区議会として日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 核兵器禁止条約に署名し、批准するよう、国に働きかけてください。</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和5年5月30日</p>	<p>1 審査経過</p> <table border="0"> <tr> <td>令和5年 6月13日</td> <td>令和5年10月 6日</td> </tr> <tr> <td>令和5年12月12日</td> <td>令和6年 3月 7日</td> </tr> <tr> <td>令和6年 6月14日</td> <td>令和6年10月 4日</td> </tr> <tr> <td>令和6年12月 2日</td> <td>令和7年 3月 6日</td> </tr> <tr> <td>令和7年 6月25日</td> <td>令和7年10月 3日</td> </tr> <tr> <td>令和7年12月 2日</td> <td>令和8年 3月 5日</td> </tr> </table> <p>2 審査概要</p> <p>以下の状況説明がなされ、継続審査となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 政府は現在、本条約に批准する考えはないと表明。しかしながら、唯一の戦争被爆国として核兵器のない世界に向けて、核保有国と非核保有国との「橋渡し」に努め、核軍縮の進展に向けて貢献していく旨の見解を述べている。 2021年1月22日に核兵器禁止条約が発効し、2022年6月にウイーンで第1回締約国会議、2023年11月にニューヨークの国連本部で第2回締約国会議が開催したが、日本は不参加。 	令和5年 6月13日	令和5年10月 6日	令和5年12月12日	令和6年 3月 7日	令和6年 6月14日	令和6年10月 4日	令和6年12月 2日	令和7年 3月 6日	令和7年 6月25日	令和7年10月 3日	令和7年12月 2日	令和8年 3月 5日	
令和5年 6月13日	令和5年10月 6日													
令和5年12月12日	令和6年 3月 7日													
令和6年 6月14日	令和6年10月 4日													
令和6年12月 2日	令和7年 3月 6日													
令和7年 6月25日	令和7年10月 3日													
令和7年12月 2日	令和8年 3月 5日													

継続審査中の請願・陳情について (企画総務委員会)

総務部 総務課

件名	委員会審査の経過	備考												
<p>1 請願・陳情の件名 5陳情第57号 公共施設である庁舎内において政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するように求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1) 庁内管理規則に定められている事項を厳守し、住民の大切な個人情報を守る執務室に許可なく立ち入り、政党機関紙の勧誘・配達・集金が行われないようにすること (2) 庁舎内の政治的中立性への疑念を払拭するため、政党機関紙購読者は自宅を配達先とする旨を職員に通達するなどの指導を徹底すること (3) 職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり、その際に心理的な圧力を感じたという実態が本当なのかどうか、職員に寄り添って調査・確認すること</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和5年6月8日</p>	<p>1 審査経過</p> <table border="0"> <tr> <td>令和5年10月6日</td> <td>令和5年12月12日</td> </tr> <tr> <td>令和6年3月7日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和6年6月14日</td> <td>令和6年10月4日</td> </tr> <tr> <td>令和6年12月2日</td> <td>令和7年3月6日</td> </tr> <tr> <td>令和7年6月25日</td> <td>令和7年10月3日</td> </tr> <tr> <td>令和7年12月2日</td> <td>令和8年3月5日</td> </tr> </table> <p>2 審査概要</p> <p>以下の状況説明がなされ、継続審査となっている。</p> <p>(1) 職員への勧誘については、区として把握していない。また、配達は執務室への立入りはないものと認識をしている。さらに、集金方法はコンビニ納付、スマホ決済、郵便局での振り込みなど、職員個々の事情により支払いを行っているものと認識している。</p> <p>(2) 配達先は職員個々の判断によるもので、区として配達先を自宅に限定させるものではないと考えており、自宅を配達先とするように職員へ通達する考えはない。</p> <p>(3) 勧誘の際における職員の受け止めは個々で異なり、仮に心理的な圧力を感じる状況であれば、総務部に相談があるものと認識している。現時点で相談がないことから、調査・確認をする予定はない。</p>	令和5年10月6日	令和5年12月12日	令和6年3月7日		令和6年6月14日	令和6年10月4日	令和6年12月2日	令和7年3月6日	令和7年6月25日	令和7年10月3日	令和7年12月2日	令和8年3月5日	
令和5年10月6日	令和5年12月12日													
令和6年3月7日														
令和6年6月14日	令和6年10月4日													
令和6年12月2日	令和7年3月6日													
令和7年6月25日	令和7年10月3日													
令和7年12月2日	令和8年3月5日													

継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

総務部 人権推進課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 5陳情第71号の1 LGBT理解増進法の慎重な運用を 求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけて ください。 (1) 公共施設におけるトイレの利用や 設置に当たっては、当事者の思いを 聞き、様々な立場からの指摘を取り 上げ、慎重に審議すること</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和5年8月23日</p>	<p>1 審査経過</p> <p>令和5年10月6日 令和5年12月12日 令和6年3月7日 令和6年6月14日 令和6年10月4日 令和6年12月2日 令和7年3月6日 令和7年6月25日 令和7年10月3日 令和7年12月2日 令和8年3月5日</p> <p>2 審査概要</p> <p>トイレについては、所管課において、各施設の状況等により、原則 として男女の区画を分け、多機能トイレの整備も併せて行っている。 男女共同参画行動計画の「多様性を認め合い、安心して暮らせる社 会を目指す」という基本理念に基づき、LGBT等の方への対応につ いては、個々の事業における状況を判断し、法の趣旨と社会の一般的 な観点からの対応を踏まえ適切に対応している。</p>	

継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

総務部 人権推進課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 5陳情第101号 地方自治法第99条の規定により「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」の慎重な運用を求める意見書を内閣総理大臣岸田文雄宛に提出することの陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）の慎重な運用を求める意見書を、国に提出してください。</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和5年10月11日</p>	<p>1 審査経過 令和5年12月12日 令和6年 3月 7日 令和6年 6月14日 令和6年10月 4日 令和6年12月 2日 令和7年 3月 6日 令和7年 6月25日 令和7年10月 3日 令和7年12月 2日 令和8年 3月 5日</p> <p>2 審査概要 5陳情第71号の1と一括審査 男女共同参画行動計画の「多様性を認め合い、安心して暮らせる社会を目指す」という基本理念に基づき、LGBT等の方への対応については、個々の事業における状況を判断し、法の趣旨と社会の一般的な観点からの対応を踏まえ適切に対応している。</p>	

継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

政策経営部企画課

件名	委員会審査の経過	備考										
<p>1 請願・陳情の件名 5 陳情109号の1 区が区民に対して公営火葬サービスを提供していないことに関する陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 「下記の事項について、趣旨1については区に働きかけ、趣旨2については記載の内容を含む意見書を国及び都に提出してください。」</p> <p>(1) 行政が運営主体となる新規火葬場を設置すること。</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和5年11月20日</p>	<p>1 審査経過</p> <table border="0"> <tr> <td>令和5年12月12日</td> <td>令和6年3月7日</td> </tr> <tr> <td>令和6年6月14日</td> <td>令和6年10月4日</td> </tr> <tr> <td>令和6年12月2日</td> <td>令和7年3月6日</td> </tr> <tr> <td>令和7年6月25日</td> <td>令和7年10月3日</td> </tr> <tr> <td>令和7年12月2日</td> <td>令和8年3月5日</td> </tr> </table> <p>2 審査概要 理事者から以下の説明がなされ、継続審査となっている。</p> <p>① 陳情理由で指摘されている民営火葬場の経営者に関しては特別区長会から命を受けた保健所生活衛生課長会が公益目的に反する行為の有無を確認するため、各火葬場及び当該本社に対して調査、確認を実施している。</p> <p>② 陳情理由の内、新型コロナウイルス感染症によって亡くなられた方を一部火葬場で受け入れ拒否していた件については、受け入れ火葬場を制限した厚生労働省のガイドラインが改正され、当該民営事業者の全火葬場にて受け入れを行っている。</p> <p>③ 民営火葬場の料金設定や燃料費の特別付加火葬料導入については、ガス・電気料金の高騰を受けての対応であり、保健所生活衛生課長会の調査において、公益目的に反する行為は認められず、是正すべき特段の指摘事項はなかった。</p> <p>④ 公営火葬場の設置については大田区等が一部事務組合によって臨海斎場を設置しているが、整備、運営にかかる財政支出を伴う。</p>	令和5年12月12日	令和6年3月7日	令和6年6月14日	令和6年10月4日	令和6年12月2日	令和7年3月6日	令和7年6月25日	令和7年10月3日	令和7年12月2日	令和8年3月5日	<p>◎参考（厚生委員会付託分） 5 陳情第109号の2 (2) 火葬場の運営や料金の適正化を図るため、火葬料金を届出制とする法整備をすること。</p>
令和5年12月12日	令和6年3月7日											
令和6年6月14日	令和6年10月4日											
令和6年12月2日	令和7年3月6日											
令和7年6月25日	令和7年10月3日											
令和7年12月2日	令和8年3月5日											

	<p>⑤ 現状においては、将来的な民間を含めた23区内で斎場の需要予測は把握できておらず、公営斎場の整備が民間斎場へ与える影響についても不明であり、周辺環境の影響や開発計画との調整など、検討すべき課題が数多くあると認識している。</p> <p>⑥ 令和6年8月に、特別区長会として厚生労働省に対し、民営火葬場の経営主体が火葬場以外の事業を行っている場合には、収支の透明性を示すよう義務付ける法整備について緊急要望を行った。これに対し厚生労働大臣は、火葬場への関与は微妙であるものの、価格の問題は疎かにできないことから、厚生労働省として注視し、運営が適切なものとなっているか監視していくことで対応したい旨、発言した。</p> <p>⑦ 令和7年11月に、都と特別区長会は、国に対し、民間火葬場においても公共的施設としての役割を踏まえた料金設定とする必要があり、基礎自治体以外の経営主体を認めている国の責任において、必要な措置を講ずるよう要望を行った。</p> <p>⑧ 都は、令和7年度に、都内の死亡者数の長期推計や都内火葬場の火葬能力など、実態把握のための調査を実施した。また、令和8年度に、都内自治体及び有識者による「火葬場に係る検討委員会」の設置するとしている。</p>	
--	---	--

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 5陳情第118号 区民に寄り添わないお役所仕事の江東区役所「広聴」業務の抜本的改革・是正と、濫用されてきた「区長への手紙の取扱いに関する要綱」第7条3項の廃止に関する陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 「下記の事項について、区に働きかけてください。」 (1) 江東区役所により濫用されてきた「区長への手紙の取扱いに関する要綱」第7条 第3項を廃止すること (2) 区民に寄り添わない江東区役所「広聴」業務の抜本的改革・是正をすること (3) 江東区役所に「すぐやる課」を設置し、お役所仕事から脱却すること (4) 「区長への手紙」には、選挙で選ばれた区長自らが署名、回答すること</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和5年12月22日</p>	<p>1 審査経過 令和6年 3月 7日、令和6年 6月14日 令和6年10月 4日、令和6年12月 2日 令和7年 3月 6日、令和7年 6月25日 令和7年10月 3日、令和7年12月 2日 令和8年 3月 5日</p> <p>2 審査概要 以下の説明がなされ継続審査となっている。 (1) 「区長への手紙の取扱いに関する要綱」第7条 第3項では、同一の発信者からの同趣旨の内容に対する回答は3回を限度とすると規定している。行政の効率性を確保しながら広く意見を承るために必要な規定であると認識している。なお、4回目以降についても、個別の回答は行わないものの、内容については関係所管課と共有を図っている。 (2) 区長への手紙制度の適切な運用を通じて、区民に寄り添いながら、丁寧な広聴業務に取り組んできたところである。 (3) 「すぐやる課」を設置しなくとも、区民からの相談にすぐ対応することは、本来的に行政に求められている姿勢であり、本区においても、各所管課において蓄積された業務に関するノウハウを生かし、対応している。また、所管が明確でない相談についても、総務課や企画課で対応を図っている。 (4) 膨大な数の区長への手紙を区長自らが回答することは困難であるため、各部長に処理を委任し、各部において適切に対応をおこなっている。なお、区長は、いただいた全ての意見に目を通し内容を把握している。</p>	

継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

総務部 総務課

件名	委員会審査の経過	備考								
<p>1 請願・陳情の件名 6陳情第11号 「クリーンで公正な区政」への転換を目指し、区民的立場で区政に対する不平、苦情、提言等の処理や監視と救済を行なう総合オンブズマン制度導入を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 （1）区民の区政に関する苦情を公正かつ中立な立場で迅速に処理することにより、区民の権利・利益を擁護し、区政に対する区民の信頼性を高め、クリーンで公正、透明な区政の実現を図ることを目的として総合オンブズマン制度を設けること （2）区民の権利・利益を擁護し、区政を監視し、区政の改善を図り、開かれた区政の推進、区民の区政に対する理解と信頼の確保及び、区民の意向が的確に反映された区政運営に資することを目的とし、「江東区オンブズマン条例」を制定すること</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和6年3月11日</p>	<p>1 審査経過</p> <table border="0"> <tr> <td>令和6年 6月14日</td> <td>令和6年10月 4日</td> </tr> <tr> <td>令和6年12月 2日</td> <td>令和7年 3月 6日</td> </tr> <tr> <td>令和7年 6月25日</td> <td>令和7年10月 3日</td> </tr> <tr> <td>令和7年12月 2日</td> <td>令和8年 3月 5日</td> </tr> </table> <p>2 審査概要</p> <p>区では、区民からの要望や苦情に対し、既存の制度である住民監査請求や行政不服申し立て、区政相談、区長への手紙などにより、適切に対応することで区民の権利を保護する目的は達せられると考えており、総合オンブズマン制度を創設する考えはなく、その根拠となるオンブズマン条例の制定も予定していない。</p>	令和6年 6月14日	令和6年10月 4日	令和6年12月 2日	令和7年 3月 6日	令和7年 6月25日	令和7年10月 3日	令和7年12月 2日	令和8年 3月 5日	
令和6年 6月14日	令和6年10月 4日									
令和6年12月 2日	令和7年 3月 6日									
令和7年 6月25日	令和7年10月 3日									
令和7年12月 2日	令和8年 3月 5日									

継続審査中の請願・陳情について (企画総務委員会)

総務部 総務課

件名	委員会審査の経過	備考								
<p>1 請願・陳情の件名 6陳情第12号 地方自治法改正の中止・見直しを求める 日本国政府への意見書の提供を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 地方自治法改正の中止、見直しを求める 意見書を、国に提出してください。</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和6年3月13日</p>	<p>1 審査経過</p> <table border="0"> <tr> <td>令和6年 6月14日</td> <td>令和6年10月 4日</td> </tr> <tr> <td>令和6年12月 2日</td> <td>令和7年 3月 6日</td> </tr> <tr> <td>令和7年 6月25日</td> <td>令和7年10月 3日</td> </tr> <tr> <td>令和7年12月 2日</td> <td>令和8年 3月 5日</td> </tr> </table> <p>2 審査概要</p> <p>以下の状況説明がなされ、継続審査となっている。</p> <p>国では地方自治法改正にあたり、地方自治法の基本的な考え方を変えるものではないとしており、また「補充的な指示」は閣議決定を必要とし、国が自治体に事前聴取などを行う努力義務も盛り込んでいる。</p> <p>また、区では、地方自治法の改正が陳情にあるような地方自治の概念を破壊するものではないと認識しており、地方自治法改正の中止、見直しの意見書を提出する考えはない。</p> <p>なお、地方自治法の改正は、国会で審議・成立し、令和6年6月26日に公布されている。</p>	令和6年 6月14日	令和6年10月 4日	令和6年12月 2日	令和7年 3月 6日	令和7年 6月25日	令和7年10月 3日	令和7年12月 2日	令和8年 3月 5日	
令和6年 6月14日	令和6年10月 4日									
令和6年12月 2日	令和7年 3月 6日									
令和7年 6月25日	令和7年10月 3日									
令和7年12月 2日	令和8年 3月 5日									

継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

総務部 総務課

件名	委員会審査の経過	備考								
<p>1 請願・陳情の件名 6陳情第17号 「日本電信電話株式会社等に関する法律の廃止」並びに「日本電信電話株式会社の株式売却中止」を求める日本国政府への意見書の提出を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 安全保障の観点から、日本電信電話株式会社等に関する法律の廃止並びに国が保有する日本電信電話株式会社の株式売却を中止するよう求める意見書を、国に提出してください。</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和6年4月17日</p>	<p>1 審査経過</p> <table border="0"> <tr> <td>令和6年 6月14日</td> <td>令和6年10月 4日</td> </tr> <tr> <td>令和6年12月 2日</td> <td>令和7年 3月 6日</td> </tr> <tr> <td>令和7年 6月25日</td> <td>令和7年10月 3日</td> </tr> <tr> <td>令和7年12月 2日</td> <td>令和8年 3月 5日</td> </tr> </table> <p>2 審査概要</p> <p>以下の状況説明がなされ、継続審査となっている。</p> <p>日本電信電話株式会社等に関する法律の廃止、いわゆる「NTT 法の廃止」及び「株式売却の中止」については、国会等での議論を注視していたところ、令和7年5月21日にNTT法の改正が可決・成立し、法律の廃止については、経済安全保障の観点などから見送りとなった。また、NTT株に関しても、政府がNTT株を3分の1以上保有する義務や、外国人株主が保有できるNTT株の割合を全体の3分の1未満に規制する外資規制が維持されている。</p> <p>なお、報道によれば、高市内閣の発足にあたり、首相から総務大臣への指示書において、NTT法の廃止を含め、制度のあり方について検討を進めるとの指示があったとのことであり、区としては引き続き動向を注視していく。</p>	令和6年 6月14日	令和6年10月 4日	令和6年12月 2日	令和7年 3月 6日	令和7年 6月25日	令和7年10月 3日	令和7年12月 2日	令和8年 3月 5日	
令和6年 6月14日	令和6年10月 4日									
令和6年12月 2日	令和7年 3月 6日									
令和7年 6月25日	令和7年10月 3日									
令和7年12月 2日	令和8年 3月 5日									

継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

総務部経理課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 6 陳情第30号 公契約条例制定を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 公契約条例を制定するよう、区に働きかけてください</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和6年6月3日</p>	<p>1 審査経過 令和6年6月14日 令和6年10月4日 令和6年12月17日 令和7年3月6日 令和7年6月25日 令和7年10月3日 令和7年12月2日 令和8年3月5日</p> <p>2 審査概要 理事者から以下のとおり説明している。 一定の工事案件では労働関係法令の遵守状況や従業員の賃金等について、受注者から「労働環境報告書」の提出を受け、確認を行っており、対象案件の一部に対しては、社会保険労務士を活用した労働環境の实地確認も実施している。また、人件費が主となる業務委託についても、労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法の遵守について誓約書の提出を求めている。引き続き、受注者の適切な労働環境整備については確認を進めていく。 労働環境の整備は一義的には国で行うべきものとするが、契約適正化については、業者の理解促進等を図ったうえで契約制度全般の中で考えていく。</p>	

継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

総務部

職員課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 6陳情第49号 江東区会計年度任用職員の処遇改善を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等について、下記に示す改正を行い、会計年度任用職員の賃金等を改善するよう、区に働きかけてください。</p> <p>(1) いわゆるアルバイト賃金の時給を早急に1,500円に引き上げること</p> <p>(2) 給料表に格付けされていない職種（女性相談支援員、スクールソーシャルワーカー、日本語講師等）も格付けされている職種同様に賃上げを行うこと</p> <p>(3) 条例で定めている報酬基準月額の上限を引き上げること</p> <p>(4) 報酬に経験加算を導入し、採用後1年経過で4号給引き上げる仕組みを定めること</p> <p>(5) 公募なしの再度任用回数の限度を廃止すること</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和6年9月10日</p>	<p>1 審査経過</p> <p>令和6年10月4日 令和6年12月2日 令和7年3月6日 令和7年6月25日 令和7年10月3日 令和7年12月2日 令和8年3月5日</p> <p>2 審査概要</p> <p>以下の状況説明がなされ、継続審査となっている。 なお、会計年度任用職員の処遇関連については、地方公共団体一般職・非常勤等職員労働組合江東から要求書が提出されている。</p> <p>(1) 令和7年11月に、それまでの1,341円から1,476円に引き上げることで組合と合意している。</p> <p>(2) 給料表に基づいていない職の報酬額を給与改定に連動して令和8年度から改定することで組合と合意している。</p> <p>(3) 給与改定の連動に伴い、報酬上限額の引き上げについて組合と合意している。</p> <p>(4) 職務給の原則、および職務内容の変化が無い中で、単純な単価の増額は考えにくい。組合との今後の協議事項として整理している。</p> <p>(5) 公募によらない再度任用の上限回数を撤廃することで組合と合意している。</p>	

継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

総務部 人権推進課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 7陳情第7号 「夫婦・親子同氏制度を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書」提出を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 夫婦・親子同氏制度を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書を国会及び政府に提出してください。</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和7年2月6日</p>	<p>1 審査経過 令和7年 3月 6日 令和7年 6月25日 令和7年10月 3日 令和7年12月 2日 令和8年 3月 5日</p> <p>2 審査概要 理事者から次の状況説明を行い、継続審査となっている。 ①国の第6次男女共同参画基本計画では、「夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また家族の一体感、こどもへの影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める。」と記載されている。 ②令和3年に内閣府が実施した「家族の法制に関する世論調査」では、「現在の制度である夫婦同姓制度の維持」が27.0%、「現在の制度を維持したうえで旧姓使用の法制度を設けたほうが良い」が、42.2%と合計すると69.2%の方の回答があった。 ③旧姓使用の拡大や選択的夫婦別姓に関する民法改正については、国民の関心の高まりや国会等の議論の方向性が流動的な状況である。</p>	

継続審査中の請願・陳情について (企画総務委員会)

総務部 総務課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 7陳情第9号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1) 職員が、庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり、購読することで、心理的な圧力を感じたという実態が本当かどうかを、職員に寄り添って調査・確認すること (2) 心理的圧力を受けた職員がいた場合には、適切に対応すること</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和7年2月7日</p>	<p>1 審査経過 令和7年 3月 6日 令和7年 6月25日 令和7年10月 3日 令和7年12月 2日 令和8年 3月 5日</p> <p>2 審査概要 以下の状況説明がなされ、継続審査となっている。 (1) 本区では、「一定の公職にある者等からの不正な働きかけ等に関する取扱規程」において、「購入する意思のない機関紙の購読を執拗に求める行為」は、不正な働きかけに該当するため、そのような状況があれば、総務部に報告があるものと認識している。 現時点において、そうした報告などは無く、陳情にある調査や確認をする予定はない。 (2) 仮に心理的圧迫を受けた職員がいた場合は、職員個々に受け止め方や状況等が異なるため、個々の状況に応じて、適切に対応していく。</p>	

継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

監査事務局

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 7陳情第22号 議選監査委員の廃止及び旧区議会議員の 識見監査委員への登用廃止を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけ てください。 (1) 議選監査委員を廃止すること (2) 区議会議員経験者の識見監査委員へ の登用を廃止すること</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和7年5月29日</p>	<p>1 審査経過 令和7年 6月25日 令和7年10月 3日 令和7年12月 2日 令和8年 3月 5日</p> <p>2 審査概要 以下の状況説明がなされ、継続審査となっている。 (1) 議選監査委員は、法令や条例に基づき選出されており、議員として 日頃から培っている知識や経験、区の事務事業に精通していることから、 適正に監査が実施しており、監査委員の独立性や公平性、専門性が担保 されていないという認識はなく、議員から選出することに問題はないと 考える。 (2) 識見監査委員は、議選監査委員と同様に法令や条例に基づき選出さ れており、旧区議会議員からの選出は、長年にわたり区政の発展に尽力 した実績や区政の歴史や課題などを熟知しており、区民目線をもって適 正・適切な監査業務を実施していると認識しており、問題はないと考 える。</p>	

継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

総務部 秘書担当

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 7 陳情第23号 区長交際費の使用基準の規定を定め公開すること及び詳細な明細の公開義務付けを求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1) 区長交際費の使用基準を、使用区分の定義及び支出基準額なども含め明確に規定し、区のホームページにて閲覧できるようにすること (2) 明細は、日付、名目、使用区分、金額、代理参加者を明示して記載するとともに、開示期限を提示し、公開を約束する条項を必ず設け、区のホームページにて閲覧できるようにすること</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和7年5月29日</p>	<p>1 審査経過 令和7年6月25日 令和7年10月3日 令和7年12月2日 令和8年3月5日</p> <p>2 審査概要 以下の状況説明がなされ、継続審査となっている。 区長交際費は、区政運営上、区と直接かつ密接な関係にある機関・団体等との交際において、支出するものである。 支出に当たっては、区長交際費支出基準に基づいて執行しており、支出状況について、項目別の件数及び金額を区ホームページにおいて公表している。 区長交際費支出基準は、平成15年の制定以来、一定期間が経過していることから、実態に即した文言整理等の見直しを行い、ホームページに掲載する準備を進めており、令和8年4月以降の支出分から、月ごとの項目別の件数・金額のほか、その明細についても、ホームページで公開する予定である。</p>	

継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

総務部 総務課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 7陳情第25号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁内管理規則の徹底を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1) 庁舎内における政党機関紙の勧誘行為については、庁内管理規則により、あらかじめ施設管理者の許可を受ける必要があることを明確に確認すること (2) これまで許可を得ずに勧誘行為が行われてきた経緯がある場合は、今年から改めること</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和7年5月29日</p>	<p>1 審査経過 令和7年 6月25日 令和7年10月 3日 令和7年12月 2日 令和8年 3月 5日</p> <p>2 審査概要 以下の状況説明がなされ、継続審査となっている。 庁舎管理規則では、禁止行為等として、寄附金を募集し、または物品の販売、保険の勧誘その他これらに類する行為をすることを規定している。政党機関誌の勧誘については、庁舎における秩序の維持等を図り、もって公務の円滑な遂行を期するということを目的に、規則第4条第1項第10号で禁止されているものと認識しており、個別具体的な事案等も踏まえて対応していくが、総務課が把握する中では適切な運用がなされているものと認識している。</p>	

継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

総務部 秘書担当

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 7 陳情第 29 号 区長公用車の厳格な使用基準の規定を定め公開することを求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1) 区長公用車の使用基準を厳格に定め、区のホームページで閲覧可能とすること (2) 区長公用車の使用基準に、中野区区長公用車使用基準第 3 条第 3 項と同様の、私用等に関わる使用を禁止する規定を必ず盛り込むこと</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和 7 年 6 月 3 日</p>	<p>1 審査経過 令和 7 年 6 月 2 5 日 令和 7 年 1 0 月 3 日 令和 7 年 1 2 月 2 日 令和 8 年 3 月 5 日</p> <p>2 審査概要 以下の状況説明がなされ、継続審査となっている。 庁有車の利用に関しては、江東区自動車管理規則で定めている。 区長車に限定した使用基準の定めはないが、規則では、目的外使用を禁止しており、区長の職務上移動に必要と認められる場合に、区長車を使用している。 現段階において、区長車に限定した使用基準を、別途規定する予定はないが、他区の状況等も踏まえながら、引き続き適切に対応していく。</p>	

継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

総務部危機管理課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 7陳情第36号 国に防衛力強化の一環として、食料安全保障を重要視することに関する陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、国に意見書を提出してください。 (1) 食糧の備蓄を大幅に増やすこと (2) 食料の備蓄は防衛関係予算から支出すること</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和7年8月1日</p>	<p>1 審査経過 令和7年10月3日 令和7年12月2日 令和8年 3月5日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全保障に関する事項は、国の専管事項である。 ・政府は、食料、とりわけ主食である米の安定供給の実現に向けて備蓄体制の構築などの取組を進めており、本区では、引き続き、国の動向を注視していく。 	

継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

総務部 人権推進課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 7陳情第41号 差別のない人権尊重のまちづくり条例制定に関する陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。</p> <p>(1) 不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）について罰則を伴う条例を制定すること</p> <p>(2) 差別の禁止及び差別の是正に関する事項を条例に規定すること</p> <p>(3) 人権侵害の相談体制の充実と、その解決に向けた支援制度を構築すること</p> <p>(4) 人権教育及び啓発活動を強化すること</p> <p>(5) 差別のない人権尊重のまちづくりにおける人権配慮の義務付け、または人権に配慮した施策を推進すること</p> <p>(6) 区民が差別のない人権尊重のまちづくりに主体的に参加できる機会を設定すること</p> <p>(7) 条例の制定後も、その実効性を高めるための継続的な見直しと評価を</p>	<p>1 審査経過 令和7年10月 3日 令和7年12月 2日 令和8年 3月 5日</p> <p>2 審査概要 5陳情第33号ほか2件の陳情と一括審査</p> <p>①本区においては、ヘイトスピーチ解消法と障害者差別解消法をはじめとする人権に関する各法令にのっとり、あらゆる差別の撤廃や人権尊重の意識を高めていくための取組を実施し、啓発を行っている。また、関係機関などと連携し、人権に関する相談、救済につなげていくことにより人権擁護施策を推進している。</p> <p>②現状においては、人権委員会の設置や条例の制定を直ちに行う必要があるとは考えていない。</p>	

実施すること 3 請願・陳情の受理年月日 令和7年9月3日		
---	--	--

継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

政策経営部企画課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 7 陳情第51号 江東区に火葬場をつくってほしいことの陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 「江東区に火葬場を造るよう、区に働きかけてください。」</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和7年9月29日</p>	<p>1 審査経過 令和7年12月2日 令和8年3月5日</p> <p>2 審査概要 理事者から以下の説明がなされ、継続審査となっている。</p> <p>① 陳情理由で指摘されている民営火葬場の経営者に関しては特別区長会から命を受けた保健所生活衛生課長会が公益目的に反する行為の有無を確認するため、各火葬場及び当該本社に対して調査、確認を実施している。</p> <p>② 陳情理由の内、新型コロナウイルス感染症によって亡くなられた方を一部火葬場で受け入れ拒否していた件については、受け入れ火葬場を制限した厚生労働省のガイドラインが改正され、当該民営事業者の全火葬場にて受け入れを行っている。</p> <p>③ 民営火葬場の料金設定や燃料費の特別付加火葬料導入については、ガス・電気料金の高騰を受けての対応であり、保健所生活衛生課長会の調査において、公益目的に反する行為は認められず、是正すべき特段の指摘事項はなかった。</p> <p>④ 公営火葬場の設置については大田区等が一部事務組合によって臨海斎場を設置しているが、整備、運営にかかる財政支出を伴う。</p> <p>⑤ 現状においては、将来的な民間を含めた23区内で斎場の需要予測は把握できておらず、公営斎場の整備が民間斎場へ与える影響についても不明であり、周辺環境の影響や開発計画との調整など、検討すべ</p>	

	<p>き課題が数多くあると認識している。</p> <p>⑥ 令和6年8月に、特別区長会として厚生労働省に対し、民営火葬場の経営主体が火葬場以外の事業を行っている場合には、収支の透明性を示すよう義務付ける法整備について緊急要望を行った。これに対し厚生労働大臣は、火葬場への関与は微妙であるものの、価格の問題は疎かにできないことから、厚生労働省として注視し、運営が適切なものとなっているか監視していくことで対応したい旨、発言した。</p> <p>⑦ 令和7年11月に、都と特別区長会は、国に対し、民間火葬場においても公共的施設としての役割を踏まえた料金設定とする必要があり、基礎自治体以外の経営主体を認めている国の責任において、必要な措置を講ずるよう要望を行った。</p> <p>⑧ 都は、令和7年度に、都内の死亡者数の長期推計や都内火葬場の火葬能力など、実態把握のための調査を実施した。また、令和8年度に、都内自治体及び有識者による「火葬場に係る検討委員会」の設置するとしている。</p>	
--	---	--

継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

総務部 人権推進課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 7陳情第60号 「江東区男女共同参画及び多様性の尊重を推進する条例」規則についての陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する下記の事項について、区に働きかけてください。 (1) 公正証書の提出を任意とすること (2) 公正証書を必要とする人のための証書取得助成制度を設けること (3) メールによる現況確認を失効要件としないこと</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和7年10月28日</p>	<p>1 審査経過 令和7年12月2日 令和8年3月5日</p> <p>2 審査概要 ①パートナーシップ宣誓の手續において提出を求める公正証書については、区内に公証役場はないが、近隣の公証役場で作成しているものと考えている。なお、公正証書は、制度を利用される方の満足度を高め、より良い制度運営につながるものと認識している。 ②本区におけるパートナーシップ宣誓制度の利用に関わらず、任意で公正証書を取得したパートナーに対する助成制度の創設については、本区や東京都のパートナーシップ宣誓制度の受領証明書等を活用してパートナーの関係性を示すことができるため、趣旨を同じくした別制度を設ける必要はないと考えている。 ③メールによる現況確認については、制度の適正な運用を図る観点から、年1回実施することとしている。制度の失効要件に該当していないかなど利用状況の確認等を行う旨を、宣誓者2人に対して宣誓時に説明し、理解を得た上で運用している。また、制度に必要な届出の失念防止にもつながるものであり、当面の間、現行の運用を続けていく考えである。</p>	

継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

総務部 人権推進課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 7陳情第66号 より公正で利用者目線に立ったパートナーシップ制度を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する下記の事項について、区に働きかけてください。 (1) 必要書類として公正証書を指定しないこと (2) メールによる定期連絡の結果によっては受領証明書が失効し得るといふ、運用方針を廃止すること</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和7年11月14日</p>	<p>1 審査経過 令和7年12月2日 令和8年3月5日</p> <p>2 審査概要 7陳情第60号の陳情と一括審査 ①パートナーシップ宣誓の手續において提出を求める公正証書については、区内に公証役場はないが、近隣の公証役場で作成しているものと考えている。なお、公正証書は、制度を利用される方の満足度を高め、より良い制度運営につながるものと認識している。 ②本区におけるパートナーシップ宣誓制度の利用に関わらず、任意で公正証書を取得したパートナーに対する助成制度の創設については、本区や東京都のパートナーシップ宣誓制度の受領証明書等を活用してパートナーの関係性を示すことができるため、趣旨を同じくした別制度を設ける必要はないと考えている。 ③メールによる現況確認については、制度の適正な運用を図る観点から、年1回実施することとしている。制度の失効要件に該当していないかなど利用状況の確認等を行う旨を、宣誓者2人に対して宣誓時に説明し、理解を得た上で運用している。また、制度に必要な届出の失念防止にもつながるものであり、当面の間、現行の運用を続けていく考えである。</p>	

継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

選挙管理委員会事務局

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 7 陳情第 72 号 選挙運動に対する妨害行為を防止するための条例制定に関する陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 選挙妨害行為を防止・抑止するための条例を制定し、適切な対応が可能となる仕組みを整えるよう、区に働きかけてください。</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和 7 年 12 月 1 日</p>	<p>1 審査経過 令和 8 年 3 月 5 日</p> <p>2 審査概要 公職選挙法第 7 条に基づき、選挙の取締りは警察が担うこととなっており、選挙妨害に該当するか否かは個々の事案ごとに警察機関が判断している。妨害行為にあたるかどうかは、表現の自由との関係が極めて繊細であり、やじと自由妨害の線引きを江東区独自の条例で規定することは困難であるが、公正な選挙執行に向け、引き続き警察機関と連携を図りながら進めていく。</p>	

継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

総務部危機管理課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 7陳情第75号の1 モスク建築における建築計画早期周知及び条例等の策定に関する陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 モスク建築に関する下記の事項について条例を制定するよう、区に働きかけてください。 (3) 夜間の防犯対策や街灯整備、防犯カメラの設置等、子どもおよび女性の安全を確保すること</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和7年12月11日</p>	<p>1 審査経過 令和8年3月5日</p> <p>2 審査概要 8陳情第3号の1の陳情と一括審査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区では、江東区生活安全条例等に基づき、区と警察署、地域及び防犯協力団体が連携・協力して、子ども及び女性の安全確保はもとより、様々な防犯対策を行っている。 ・街路灯の整備は、約1万4千基のうち、約58%がLED化され令和14年度を目途にすべての照明灯のLED化を進める予定であり、防犯カメラの設置支援や青色パトロールカーによる夜間の巡回警備などにより、地域防犯力の更なる向上を図るための安全・安心を進める取組を行っている。 ・モスク建築後の生活環境や交通安全上の問題が発生していない現状において、条例の制定や行政として対応の必要があるとは考えていない。 ・信教の自由については、憲法で保障されていることから、尊重されるべきものと認識している。 	<p>◎参考 (建設委員会付託分)</p> <p>(1) 建設計画の早期提出を必須とすること</p> <p>(2) 近隣住民への早期の説明会を必須とすること</p>

継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

総務部危機管理課

件名	委員会審査の経過	備考
<p>1 請願・陳情の件名 8陳情第3号の1 宗教的利用建築物に関する生活環境保全と行政対応方針の明確化を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 宗教的利用を目的とした建築物に関し、下記の事項について区に働きかけてください。 （2）生活環境上の問題が発生した際の相談窓口、所管部署、適用法令、警察との連携手順を文書化し、住民が事前に確認できる形で公開すること （4）生活環境や交通安全への悪影響が継続する場合は是正指導の内容、指導に従わない場合の対応、ならびに信教の自由との関係について区としての対応の統一的な見解を示すこと</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和8年2月6日</p>	<p>1 審査経過 令和8年3月5日</p> <p>2 審査概要 7陳情第75号の1の陳情と一括審査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区では、江東区生活安全条例等に基づき、区と警察署、地域及び防犯協力団体が連携・協力して、子ども及び女性の安全確保はもとより、様々な防犯対策を行っている。 ・街路灯の整備は、約1万4千基のうち、約58%がLED化され令和14年度を目途にすべての照明灯のLED化を進める予定であり、防犯カメラの設置支援や青色パトロールカーによる夜間の巡回警備などにより、地域防犯力の更なる向上を図るための安全・安心を進める取組を行っている。 ・モスク建築後の生活環境や交通安全上の問題が発生していない現状において、条例の制定や行政として対応の必要があるとは考えていない。 ・信教の自由については、憲法で保障されていることから、尊重されるべきものと認識している。 	<p>◎参考 （建設委員会付託分）</p> <p>（1）建設計画段階における最大想定人数、利用頻度等の利用実態を区が把握する仕組みの有無を明確にすること。仕組みがない場合は創設の必要性について区の見解を示すこと。</p> <p>（3）建築主・管理者に対し、管理責任者の選任および住民が直接連絡できる苦情受付体制の整備を行政指導として求める仕組みの有無を明確にするとともに、必要に応じて制度化の検討状況を示すこと。</p> <p>（5）宗教施設・イベントホール等の不特定多数が集まる全施設に対し、宗教・思想を問わず公平な環境・安全基準および行政指導が適用されているか確認し、説明可能性について区の見解を明確化すること。</p>